

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成18年9月5日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド盛岡店2号 盛岡市広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業施行地区内209街区2画地ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成19年4月22日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 6,648平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
 - ア 収容台数 564台
 - イ 出入口 5箇所
- (7) 駐輪場の収容台数 136台
- (8) 荷さばき施設の面積 373平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 240立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前10時から午後10時まで
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時15分まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後10時まで

2 届出年月日 平成18年8月21日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所